

川崎子ども連絡会、活動実る!

川崎市議会で陳情が「趣旨採択」

協会川崎支部で組織する「川崎市子どもの医療費無料化を求める連絡会」(以下「連絡会」)は、2025年2月～5月までに集約した陳情署名8千112筆を提出し、最終的に8千606筆を市議会に提出した。この陳情署名の審議が7月24日に市議会文教委にて執行され、結果賛成多数で趣旨採択となった。趣旨採択とは、陳情の内容には賛同するものの、すぐに実行することが難しい



連絡会(提出者1名含む)を6月2日に川崎市議会に提出。その後6月19日に233市の小児医療費助成制度の「一部負担金5000円の撤廃」と「対象年齢18才までの拡充」の2点を訴え、この陳情署名集約に取り組んできた。過去「一部負担金5000円の撤廃」などを求めて市議会に提出した複数回の請願は不採択に終わっている。今回の「趣旨採択」は、制度改善を求めて諦めず粘り強く声を上げ続けられてきた保護者と、連絡会の長年にわたる活動が結実した形だ。

制度拡充を求める声 メディアにもアピール

6月19日には陳情署名提出を踏まえ、川崎市役所本庁舎にて記者会見を実施。川崎市長をはじめ、市議員ら8名が会見に立ち、一部負担金の撤廃と対象年齢拡充を求めて切実な思いを訴えた。当日はテレビ神奈川、時事通信など7社が取材し、19日にテレビ神奈川、20日には神奈川新聞にて会見の様子が報じられた。連絡会が実施した記者会見がテレビで報じられたのは初めてのことである。テレビ神奈川で報道



テレビ神奈川で報道された記者会見の様子

「川崎市子ども医療費助成制度拡充陳情の趣旨採択を歓迎し、早期実現を望む」と題した声明を発表した。今回制度拡充を求める陳情が趣旨採択されたことは、長年にわたる連絡会の活動が実を結んだ結果と捉え心より歓迎するとともに、趣旨採択で終わりにせず、陳情内容の早期実現を求めて市に働きかけを行っていくべきだ。

「川崎市子ども医療費助成制度拡充陳情の趣旨採択を歓迎し、早期実現を望む」と題した声明を発表した。今回制度拡充を求める陳情が趣旨採択されたことは、長年にわたる連絡会の活動が実を結んだ結果と捉え心より歓迎するとともに、趣旨採択で終わりにせず、陳情内容の早期実現を求めて市に働きかけを行っていくべきだ。

当会が今春に実施した会員への経営実態調査は、2024年度診療報酬改定とこの間の物価高・人件費高騰により、急速に悪化する医療機関の経営状況を浮き彫りにした。24年度の医科・歯科診療報酬(個人立/無床診療所・有効回答総数42件)は、平均して前年度比収入が約14.3万円減収・約13.9万円減益となり、特に内科(有効回答数:12件)は前年度比収入が約600万円減収、約550万円の事業所得減となった。内科の平均収入約7500万円(23年度規模において、この数値がもたらすイン

主張 早急な診療報酬の大幅引上げを 経営実態調査から見えた 医療崩壊の瀬戸際

表)において、24年度の改定後、医業利益が赤字の病院割合は69%まで増加し、経常利益が赤字の病院割合は61%まで増加したことが判明するなど、病院経営の非常に厳

度診療報酬による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する」といった表記がされたことは特筆すべきである。それだけのようなかでも地域での医療提供体制を堅持するため、医師・歯科医師をはじめとした医療従事者たちは断続的な努力を重ねてきた。コロナ禍においては、患者に必要な医療を提供しながら、同時に医師・歯科医師をはじめとした医療従事者の生活も守っていくためには、早急な診療報酬本体の大幅引上げが絶対不可欠である。当会は、保険診療だけでなく、医師・歯科医師が安心して診療を継続できるのと同時に、国民が安心して診療を受けられる社会を守るため、これからの診療報酬の根本的な引上げを求め続けていく所存である。

2025年8月現在、県下を見回せば一部負担金を課す自治体は2市のみ。ことさら小学生からも徴収している自治体は川崎市だけである。対象年齢についても「中学卒業まで」としている県内自治体は横浜市と川崎市のみ。その横浜市では、去る8月3日に投票票があった横浜市長選で「18才までの子ども医療費無償化」を公約に掲げた山中竹春氏が圧勝、二期目の当選を果たしており、今後さらに小児医療費助成制度が拡充されることが期待できる。川崎市も制度拡充を望む多くの市民の期待に応え、一部負担金撤廃と対象年齢18才までの拡充を急ぐべきだ。



【医DX・在DX 要件の見直し】 10月よりマイナ保険証利用率実績要件が引き上げ 電子カルテ情報共有サービス要件 経過措置が来年5月末までに

8月7日、厚労省は医療DX推進体制整備加算等の取扱いに関する通知を发出。10月1日以降の取扱いが示された。具体的には、10月1日から医療DX推進体制整備加算(医DX)のマイナ保険証利用率の実績要件が引き上がる(下表参照)。また、医DX及び在宅医療DX情報活用加算(在DX)の施設基準要件である「電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している」の経過措置期間が来年(2026年)5月31日まで延期されることになる。なお、これらの変更について届出を出し直す必要はない。

見直し前 (~2025年9月30日)	マイナ保険証利用率の実績要件 ^{*1}	マイナ保険証利用率の実績要件 ^{*1}	
		2025年10月1日~2026年2月28日	2026年3月1日~
医DX1 医科: +12点 歯科: +11点	45%以上	60%以上	70%以上
医DX2 医科: +11点 歯科: +10点	30%以上	40%以上	50%以上
医DX3 医科: +10点 歯科: +8点	15%以上 ^{*2}	25%以上 ^{*3}	30%以上 ^{*4}
医DX4 医科: +10点 歯科: +9点	45%以上	60%以上	70%以上
医DX5 医科: +9点 歯科: +8点	30%以上	40%以上	50%以上
医DX6 医科: +8点 歯科: +6点	15%以上 ^{*2}	25%以上 ^{*3}	30%以上 ^{*4}

※1 算定する月の3ヶ月前のレセプト件数ベース利用率またはその前月又は前々月のレセプト件数ベース利用率
 ※2 【医科のみ】小児科外来診療料を算定している医療機関で、2024年1月1日~同年12月31日までの延べ外来患者数のうち6歳未満の患者が3割以上の場合は12%
 ※3 【医科のみ】小児科外来診療料を算定している医療機関で、2024年1月1日~同年12月31日までの延べ外来患者数のうち6歳未満の患者が3割以上の場合は22%
 ※4 【医科のみ】小児科外来診療料を算定している医療機関で、2024年1月1日~同年12月31日までの延べ外来患者数のうち6歳未満の患者が3割以上の場合は27%